

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 回 事 故 防 止 委 員 会	
開 催 日 時	平 成 1 8 年 7 月 2 1 日 (金) 午 前 1 0 時 ~ 午 後 0 時 1 0 分	
開 催 場 所	行 政 棟 7 階 大 会 議 室	
委 員 長 氏 名	金 谷 京 子	
出 席 者 氏 名	金 谷 京 子、伊 藤 恵 子、田 中 元 三 郎、西 川 正、日 置 司、金 澤 ア サ、 山 岡 藤 子、永 谷 由 紀 枝、小 林 令 子、山 本 敏 雄	
欠 席 者 氏 名	久 芳 敬 裕、菊 池 美 喜、長 谷 川 正 三	
事 務 局	新 井 茂、木 村 安 男、関 根 茂 夫、矢 崎 美 津 枝、千 葉 淑 子、山 本 克 彦、 矢 嶋 久 司、赤 羽 根 洋、田 中 輝 夫	
会 議 事 項	会 議 内 容	会 議 結 果
	1 第 4 回 会 議 録 に つ い て 2 各 検 討 会 の 報 告 に つ い て 3 事 業 シ ー ト に つ い て 4 保 育 所 巡 回 相 談 に つ い て 5 そ の 他 6 次 回 会 議 日 程 に つ い て	傍 聴 人 3 名
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り	
会 議 資 料	第 4 回 会 議 録、各 検 討 会 の 検 討 内 容、安 全 マ ニ ュ ア ル (案)、事 故 防 止 行 動 計 画 事 業 シ ー ト、事 故 防 止 行 動 計 画 進 行 管 理 表、巡 回 相 談 日 程 表	
議 事 の て ん 末 ・ 概 要 に 相 違 な き こ と を 証 す る た め、こ こ に 署 名 す る。 平 成 1 8 年 9 月 2 9 日 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">署 名 人 <u> 金 谷 京 子 </u></div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">署 名 人 <u> 西 川 正 </u></div>		

議事の経過

会議の経過

1 第4回事故防止委員会会議録について

委員長から、第4回事故防止委員会の会議録について承認をもとめ、異議がなかったため、承認された。

2 各検討会の検討内容の報告について

事務局から、「4つの各検討会で討議された内容を報告する。危機管理検討会については、マニュアルの素案がまとまりつつあるので、別冊として報告する。別紙2が資料となる。4つの検討会の経過については、以下の通りである。

(1) 保育運営検討会について

討議結果として、保育マニュアルはこれまで行ってきた上尾の保育の良い点・欠けている点を検討し、良い点は伸ばし、問題点は改善していく方針で決定した。当初、事故防止行動計画に沿ってマニュアルを作成していくことを考えていたが、保育マニュアルは事故防止行動計画の内容とは等しくないという指摘を受け、冒頭の方針となった。事故が起きてしまったことで、上尾の保育を全面的に否定するのではなく、良い面があるということを見直す。良い面（外遊びを大切にする保育、園外保育で散歩に行った際、季節にあった植物を見たり、昆虫に触ったりするなど実体験による知識を大切にする保育、泥遊び、泥団子作りなどを通じた体験的な遊び込みを大切にする保育、さくらさくらんぼ保育園に見られる手、足を活発に使うリズム運動、裸足で生活することによる運動能力の発達を大切にする保育、子どもたちが保育者の声かけを待たずに自ら遊びこむような自発的遊びを大切にする保育、集団保育の中でも自由保育を大切にする姿勢など）を伸ばしていく。一方、欠けている面（第三者が見ても保育内容が理解できるような記録を作成していない点。自由保育においては、保育者側が子どもの自発性、創造性を重視する場合、それらが発揮しやすいように保育者の教育的意図が環境設定に展開されるべきである。放任とならない配慮が必要であるにも関わらず、今回の上尾保育所事故のように、子どもの自発性に重きを置き、保育者が設定する環境配慮が不足し、結果的にはただ子どもたちを自由気ままに勝手にさせておくだけの保育）を検討し改善していく方向の両面で検討していきながら保育マニュアルを策定していくことが決定された。

事故防止行動計画は、保育マニュアルの中に含まれる要素があるのでその中で議論を進めていく。保育マニュアルは自己目的化せず、子どもの成長発達を促すことを最優先の目標とする。事故防止のみに目を向ければ保育の萎縮が生ずる可能性もあるので、バランスのとれたマニュアルを作っていきたい。

様々な意見の下に改善を加えてきているものとして、これまで、公立16保育所共通の保育理念・保育目標を定めてきたが、今年度から各保育所独自の保育目標・保育方針を明文化し、保護者へ説明していることがある。検討会では、各保育所の特徴などをさらに盛り込んでいく必要があると意見があった。保育目標については、現在4つの目標が定められているが、環境に関する視点が足りないという意見があったので、見直しが必要である。年間保育計画として立案しているものは、「子どもの姿」と「保育者の配慮」が定められ指導計画の要素が大きいので、年齢ごとの育ちと発達に関する保育計画と保育者の指導計画を分け、指導計画を年単位（年指導計画）、月単位（月案）、週単位（週案）を定めていくことにした。日単位計画（日案）については、時間の制約上、週案に盛り込んでいけないか所長会に諮っているところである。

(2) 職員資質向上検討会について

討議内容は、すでに実施している年齢別検討会について改善を加えている。昨年度までの年齢別検討会では、保育所行事の報告などが話し合われたり、リズム運動、折り紙、創作物作成などの意見交換が行われており、保育士の中では、連絡調整・情報交換の場という意識が強く、研修との考えが欠けていた。その後、保育所保育指針の改訂に伴う読み合わせなどを実施したり、保育上特に配慮を要する児童への処遇について実践の実例が盛り込まれるようになってきた。また、参加者も各年齢の担任だけでなく、より経験豊かな現在の副所長職が参加するようになった。また、研修の復命書を改訂し、これまでの書記担当による代表作成に加え、出席者全員が作成し所長へ報告するようにした。このように、研修という位置づけを行ってきたところである。

また、保育士へのアンケート調査を実施し、必要と感じている危機管理上の救急救命研修については、これまで消防署の協力を得てパート職員も含め実施してきたところであるが、更に検討を要する。また、専門性を高める学習会を開催することを考えている。価値観の多様化の中で複雑化する保護者への関わり方に対する経験者からの研修なども有効と考えている。

これまでの研修事項を整理し、内容を精査していく。必要な知識を持つ講師を保育士自ら提案していくということも検討していく。

年齢別検討会の討議テーマとして資料を載せている。例えば、5歳児クラスでは保育指針をもとに小学校への就学準備を進めていくが、今年度から非常勤嘱託の相談員が5園に配置されたことから、更なる準備を進めている。

(3) 危機管理検討会について

事故防止行動計画をもとにマニュアルの作成を進めているが、今回提示する素案の中には様々な方々の協力をいただいているので、若干遅れている部分もあるが、容赦願いたい。第4回の検討会で骨子を定めている。マニュアルは文章部分と必要な書式様式や資料編などを加え完成させていきたい。

案は3つのまとまりに分けられ、1つ目は日常保育中の安全管理について、2つ目は事故予防について、3つ目は危機発生時の対応についてである。検討会委員には、項目に分けて検討してもらい、全体の体裁を整えてきたところである。案の段階なので、さらなる加筆修正が必要であると考えているので委員のご意見をいただきたい。

案の中では、事故後の対応について、いくつかの危機発生時のケースを想定し盛り込んである。具体的には各担当の役割、状況判断後の報告、情報収集、他機関との連絡調整などがある。危機発生時の想定ケースは、より具体的に増やしていきたいと考えている。危機発生時の職員の行動は、保育所の施設や規模によって異なってくることが考えられるが、案はひとつのベースとなるものとして各保育所で必要に応じた措置を講じていく。

今後は、項目の空白部分を埋める作業を行い、保育所長会を通じて保育所職員が検討し修正できるよう検討会は動いていく予定である。また、危機発生時の想定ケースの対応について、実現可能なものかどうかの検証（訓練）を行う予定である。9月初旬、検討会委員の所属保育所で行い、当日の各職員の行動を脚本化して行う。その検証で明らかとなる問題点なども案に盛り込んで修正していきたい。保育運営検討会で進められている検討事項との調整も行っていく必要がある。

(4) 保護者会・所長会会議について

話し合いの中で様々な問題点が挙げられた。例えば、保護者と保育士の間で行事や連絡帳の問題などを話し合う場やコミュニケーションが必要であるということや、子育ては保護者と保育士が協力して行うものであるということなどがあった。それを踏まえて、行事の目的や内容についての話し合いの場を設けることや、世帯構成や環境

の変化などを十分理解してコミュニケーションをとっていくことが必要という意見があった。

懇談会については、自由な意見を言い合える場とし、互いの理解を得られるよう努力をすることが必要である。懇談会に出席できない保護者や、意見を持っていても言えない保護者については、十分な配慮が必要である。

今後は、意見の言い合える場の設置などについて検討をしていく。」という説明があった。

委員長から、「安全マニュアル案については、初見の人も多いと思うので、次回の委員会の冒頭に時間をとり、意見を募りたい。他の検討会に出席した委員の中で、意見のある人は。」との問いかけに対して、

西川委員から、「保護者会・所長会会議について、保護者と保育所の信頼関係を構築するため、お互いが納得できる話し合いが必要だと考えているが、現状ではできていない。お泊まり保育を例に、今まで保育士と保護者の自主的行事として行われてきたが、今年度になって保育士から止めたいとの意見が出されている。保育士は実施したいが、事故を踏まえ止めたいのか、保育の一環で実施する必要が無くなったのかを保護者から見ると保育士が止めようとしている理由がはっきりしない。お泊まり保育の目的が、子どもの発達のためにどのような場にしたいのかが話し合われていない。ゆえに保護者と保育士がお互いに意見を出し合って、お互いに納得できるようなコミュニケーションのとり方が必要である。」という補足説明があった。

日置委員から、「保育運営検討会について、保育マニュアルを作成していく方向が決まり、保育のあり方についてもマニュアルに記入されることとなるが、保護者も保育所と関わっていくことが大切である。全体としても、保護者自身が主体的に保育所に関わっていくことが大切である。保育の目標についても保護者との関わり方についての議論となった。連絡帳は、4月から変更されたものの一つであり、変更については保護者への一方的なものという感じがあったものである。お互いの立場の違いによる思いの違いが伝わっていないというのが実感である。なぜ変わったのかという理由が見えてこないということが大きい。」という補足説明があった。

西川委員から、「保育運営検討会の中で、保育所独自の目標を作っていくという話しがあった。誰もが認め理想とする保育指針がある中で、保育所独自の目標とは、指針に謳われている理想像に足りない部分を補っていくことであると思う。その課題の克服には、保育所職員・課・保護者の各々がすべきことを行動し、働きかけていかなければならない。その日疑問に感じたことと、指針とを結ぶ議論を語られるような職場になれば保育所が変わっていくことができると思う。目標を立てるということは、課題を出していくことに通じ、委員会は提案することはできても、職員が見出していかなければならない。自分達が立てた目標でなければ、意識から抜けてしまうので、プロセスを大事にするという根本に関わることであると思う。」という発言があった。

委員長から、「各保育所の目標に目を通すと、全保育所共通の目標をそのまま使用しているところと、独自の目標を定めているところがある。同じ上尾市に存在しているも、各保育所が目標や理念などを持っていることと思うので、独自の目標を話し合って考え、立てたらどうかと提案した。」という発言があった。

日置委員から、「保育運営の報告の中で、自由保育を大事にすることが上尾の保育であり、今回の事故を考えると、自由保育を行う上での環境設定が不十分であった。また、記録を残していくことが不十分であったという説明があった。記録については、『使い勝手がよくて、書きやすくて、わかりやすい』ということは大事だが、記録の目的と活用法が問われているのに、それを考えずに書式の問題に移行することは不安に思っている。これは、健康管理カード（プールカード）や連絡帳の変更のときに話

をしていることである。自由保育を特徴とする上尾市の保育をするうえで、職員がどうしたいという話し合いが行われていて、それが活かせるような記録となっているのか。以前話した通り、設定保育以外の時間は本当に説明にあったような放任保育になっていたのかと保育士に問えば否定する声ばかり返ってくる中で、なぜあの事故が起きたのか疑問である。職員のコミュニケーションやいじめられていると感じている児童や保護者への職員の取り組みが大事なことであり、事故の原因を自由保育中の環境設定の不備のみにしてしまふことは問題があると思う。」という発言があった。

委員長から、「そういう部分もあったというだけで、限定はしていない。環境設定の配慮には問題があるということを取り上げているのである。確かに放任状態であったのは、全部の保育所というわけではなく、少なくとも上尾保育所はと言えるということである。」という発言があった。

西川委員から、「その特殊な状況というものを知りたいということである。それが事故の原因であり、それがわかればマニュアルも方向付けが明確になる。」という発言があった。

日置委員から、「職員には異動がある。なのに上尾保育所だけが放任保育をする集団となるはずはなく、上尾保育所の職員も一生懸命保育にあたっていたと思うし、16園が共通の理念や目標に基づいて保育を行っている中で、上尾保育所で起きてしまった特殊な要素を明らかにしていけないと、具体的な対策は立てられないと思う。」という発言があった。

委員長から、「複雑な要素が絡んでいて、もちろん集団として放任していたわけではないが、個々を見ればきちんと保育を行っていたとしても、全体としてみれば放任となっていた面があったと判断せざるをえない。それは、ともすれば他の保育所でも起こっている状況であるかもしれない。」という発言があった。

西川委員から、「ここに注意をしていけば大丈夫というポイントが明確であれば、保育士は自信を持って保育ができる。しかし、それがはっきりしていないのが問題である。しっかり保育をしているという認識も、いつ事故が起こるかわからないという不安に変わり、判断に迷うときは行わないという判断を下すことで安心感を得ようになっている。環境の問題、人間関係の問題など調査報告書に書かれていた問題点を一つ一つ掘り下げていかないと、職員が充実感を持って仕事をすることはできないし、子どもたちの充実感にはつながっていかない。委員会に提出している事業シートの記録などが本当に活かされているかや、マニュアルが本当に活かしていけるのかなどで決まっていくのではないか。」という発言があった。

3 事業シートについて

委員長から、「事業シートの中で、問題点や課題について書かれているが、指摘を行っていく前に、説明をお願いする。」という発言に対して、

事務局から、「資料3-1については、5月11日に提出を受け、集約したものとなっている。これは、前回提出した資料では、項目のまとめを行いすぎた結果、論点が見えにくくなっているという指摘を受け、資料の作り直しを行ったものである。また、資料3-2については、新たに6月8日に提出を受け、行動計画の中期計画を集約したものである。

事業シートについて数例を挙げれば、中期計画の中に、年間指導計画・月案・週案・日案の見直しが掲げられており、大切なことは保育の目標と手段を明確にすることである。週案と日案が同じ紙上に記入する様式となっており、環境設定などが書けないことが問題点として保育所から指摘を受けている。

園便りなどの保育所発行物について、情報を提供していく中で保護者からの意見の

受け入れなどを行っているが、連絡帳などは保育所ごとに対応が異なり、さまざまな課題が挙げられている。

保護者の満足度の調査については、自己評価である一次評価、保護者からの評価である二次評価、そして、第三者の視点からの第三者評価の三段階があるが、二次評価の調査方法の検討が求められている。現在は、行事が終わった後のアンケートなどで把握を行っており、保育全体の評価についての、調査を受けていない状況である。これは、市全体のこととして捉え、実施していく予定である。

設備等の安全点検については、遊具や消防器具などについて、年数回の業者点検に加え、日々の保育所で確認を行っているところである。

施設の修繕や工事を要する箇所への対応や、備品の購入などの一連の流れについては、現在のシステムでは、課が窓口となって発注をしている。その背景には、緊急のものを除いて、16か所からの要望をもとに、優先順位をつけて行っているところである。折り紙やお皿、薬などの消耗品については、保育所に予算を配分して各保育所で執行しているので、保育所の判断で購入できる仕組みであるので、課は干渉していない。

事業シート内の空欄が目立つ部分については、課が行っている部分などもあるからである。改善については、できるものから順次行っているところであり、現時点での状況と判断いただきたい。」という説明があった。

委員長から、「この事業シートは、各検討会でも資料として提供してほしい。」という発言があった。

西川委員から、「この調査では、課題・問題点という欄があるが、本当に全ての項目を保育士が見直す必要があると認識しているかが判明しない。具体的には、事故調査報告書を読んで、こう見直すきっかけとなったなどの目的を自分で見出していないまま、外部から見直さなさいという指示に従っているというように見えてしまう。事故前の状況の反省や事故後の見直しの過程、報告書を読んだからの見直しなどが無いので、その欄の追加が必要と前回提案したが、それは時間の都合で間に合わなかったということか。」という発言を受け、

委員長から、「間に合わなかったとしても、このシートの項目ができた背景などを口頭説明で行うかどうかは大事になってくる。」という発言があった。

日置委員から、「説明を飛ばすと、やるかやらないかで議論が進んでしまうが、なぜやるのか、なぜやらないかという話の進め方をしてほしい。また、保護者満足度調査でも意見として、保護者が望んでいる保育が異なるので一概に測ることはできないということが挙げられている。しかし、漠然とした質問に対しては回答の方向性が異なるのは当然で、その時に、意見として少ないから採用せず、多いから採用するというものではない。わからないから、不安だから保育に反発する保護者もいる。保育の説明を保育士にはしてほしい。」という発言があった。

山岡委員から、「このシートの項目は、今までやってきたものに対して検討を加えている。これまで、やってこなかった事を新たに行っていくべきことというよりも先に、今までやってきたことの見直しから始めている。職員に考えるよう指示した時に、過去と現状を背景にするよう伝えている。今までの保育で不足している部分も、シートの中で見直しを行っている。」という発言があった。

永谷委員から、「話し合っていて考えながら、宿題として持ち帰り検討している。いままでの保育をそのまま続けることがいいのか、事故を経過に見直すことを強く感じている。一保育所の問題として捉えることと、全体の保育運営として捉えなければならぬことを改めて考え直した。夏祭りを一つのきっかけとして、例年のとおり実施すればよいということではなく、今の子どもたちにとって何が必要なことで大切なことなのかということをお話し合ってきた。」という発言があった。

小林委員から、「いままでやってきたと思うが、今回の事故を経て、不足している部分があったのではないかと考え、再度、反省点を踏まえ、意識的に取り組む必要があると考えている。」という発言があった。

委員長から、「スーパーバイザーの位置づけなどが浸透していないということなどが見てとれる資料となっている。それなりの意見が盛り込まれているのではないか。」という発言があった。

西川委員から、「書類の書き方が悪かった。各項目について、課としてはこう考えているが、保育所ではどう考えているかという書き方が必要であった。課から意見を投げかけていかないと、そもそもの意味を考えることから行うべきであると保育所は認識しづらかったということではないか。やっていますかという投げかけでは、YES・NOの回答が出てくるわけで、一つ一つなぜこの項目について問いかけているかを説明し、保育所は現状と改善点を含めて書いてもらおうとキャッチボールになる。」という説明があった。

委員長から、「短期計画は4月の状況であり、中期計画は5月の状況を書いているので、その後どうなっているかについて再度状況確認を行う必要がある。その時に、先ほどの項目の説明を加えていかなければならない。」という説明があった。

西川委員から、「短期計画についても先の委員会で話しているが、事故を踏まえて何かを変えていくには、なぜそれを変えるのかについて保護者にもわかるような説明を要求してきた。保育士、保護者、課などそれぞれの立場で認識をもって変化を加えていくには共通認識が持てるような説明が必要である。連絡帳や健康カードの変更は現場では混乱を生じさせてきた。短期のすでに実施してきている項目についても、事故前はこう行っていた、事故後は理由がありこう変更した、と文章化しないと保護者が理解できない。保育士にも、意味から考える機会を持ってもらうことが必要である。考えることで自分の言葉で説明ができるようになっていく。そこが足りなかった。変更を行ったのは課であるので、そこを課で文章化して次回提示してほしい。」という発言があった。

山本委員から、「現在行っている事業シートから改善をおこなうために問題点を見出している作業は分析途中であり、記入当時の現状・問題点・改善点を保育所で考えている最中である。また、金谷先生や藤井先生の巡回指導の中でも、改善箇所の指摘を受けており随時改善しているところである。全体的にシートの内容が今後蓄積されていくことになる。叩き台の資料として事業名と書かれているが項目の一つ一つを検討していく段階であると感じている。事業シートは委員会の中で決められ、保育所へ提示されたものであった。検討していく中で、すでに実施されており十分効果を発揮していると考えられるものについては、改善点について議論をするということもあろうことである。項目を検討している段階で、結論を出すのは早いと思う。なぜ提案をしたかという段階の説明は、先の委員会で決定してきた経過があるし、保育所も理解をしていることと認識している。」発言があった。

山岡委員から、「保育所からこの点が足りなかったという反省などを集めて項目を設定してきた経過もあるので、保育所は認識していると考えている。」という説明があった。

西川委員から、「では、その保育所から挙げられた反省を文章にするべきであった。そうすれば、保護者にもわかるし、それを題材に話をすることができた。中期計画についても、現状を問うことまではよかったが、問題点や課題まで問うとやっていることが前提となってしまう、失敗であったと思う。書式が同一のものであるが、本来異なるべきであった。書式は、現状と事故や報告書を踏まえた提案の2段階にするべきであった。中期計画は、今年度中の事項ということで、すでに実施していくよう委員

会の中で決められたことではない。短期計画と中期計画を決まったこととして提案を求めていることはプロセスとして間違っている。」という発言があった。

事務局から、「中期計画については、現状と現に行っているところがあれば今後の参考として記入を求めてきたが、確かに、西川委員の指摘の通り、行っていることを前提として保育所が捉えかねない可能性があり配慮が足りなかった面がある。ただし、現状などを把握するという点では、有効な資料となっていると考えている。」という発言があった。

委員長から、「中期計画については、さらに練らなければならない点がある。」という発言があった。

日置委員から、「資料を見ると、保育所ごとにすでに改善を図っていることがわかるが、計画で掲げている改善点がそもそも正しい道なのかを現場ではまず考えることが必要ではないか。計画にあるからすぐに行わなければならないということはないということを保育所に伝えてほしい。保育所の現状と認識を把握するというところが現時点である。保育所で小さなことを試験的に導入することはよいが、シートには再検討が必要と思われる改善提案もあるので、先取りする必要がないとの周知をお願いしたい。」という発言があった。

事務局から、「公開研究保育の実施、スーパーバイザーの設置など、課と関連するものがある。」という説明があった。

日置委員から、「連絡帳について、課から提案された複写式は委員会には諮られなかった例であり、委員会を通さない変更についての先行についてという意味である。」という補足説明があった。

委員長から、「中期計画については、各検討会の中で存在意味から必要・不必要という点も含めて検討をしていき、保育所へ提示していくという流れになるかと思う。ただ、中期計画や長期計画についての具体的な検討方法が委員会で話されていない。」という提案に対して、

事務局から、「中期計画については現状を聞いている状態なので、例えば計画や保育方法の再確認などは保育運営検討会が所掌する事項ということもあり、中期計画を各検討会に振り分け議論していく形が有効かと思う。」という発言があった。

山本委員から、「シートがすでにできており、保育所としては全ての項目を検討しなければいけないとなってしまうが、検討していく中で言い回しの変更はあってしかるべきではないか。」という発言があった。

委員長から、「長・中期計画を検討しないというわけではないが、具体的な検討法を決めていなかったのが提案している。今後、各検討会で項目の追加や削除などの計画そのものの見直しから行っていくことになるということではいかがか。当面、この資料は各検討会で参考としていただくということで、長・中期の検討法は次回決めることとする。」という説明があった。

4 保育所巡回相談について

委員長から、保育所巡回相談についての説明を求められ、

事務局から、「金谷先生と藤井先生にお願いしている巡回相談については、日程スケジュールの通り順次実施しているところである。午後は先生と保育士の話し合いの場を設け、保育士からの相談に対して助言をいただいている。巡回相談の結果については、ピアノの調律がずれているという指摘から建物の要改修箇所の指摘を含め、指摘を受けているところについては、課として対応しているところである。保育の場と管理区域を分けて考える視点と、子どもの目線に立って動線などを考える視点では異なっていて参考になる。保育そのものの指摘についてもわかりやすい言葉で指摘をい

ただいているところである。」という説明があった。

委員長から、「子どもたちにとっては、『安全に』という考え方と『快適に』という考え方が必要である。雨が降ってベランダテラスが滑りやすいから、子どもを出さないというのではなく、すべりにくい素材で子どもが快適に生活できる環境が必要である。保育のあり方については話し合いを通じて保育士の話聞いて話をしているところである。」という発言があった。

事務局から、「あと2か所残っているが、すべて終わり次第、16か所の巡回指導の報告を委員会で行う予定をしている。」という説明があった。

日置委員から、「事故防止行動シートの中で、巡回指導について、問題点として事務量の増加が挙げられているが、対象保育所ではどのような事務があるのか。日ごろのありのままの姿をみているということではないのか。」という質問に対して、

委員長から、「シートを記入していた時期が年度始めということもあり、ちょうど他の作成すべき文章と時期が重なってしまった。その保育所の特徴や概要などを改めて話し合っ文章化するよう求めたりしたことを指しているのではないか。2回目はそのようなことはないと思う。」という回答があった。

西川委員から、「相談員が活動をしているが、次の2点について確認を求めたい。1点目として、一つの保育所で相談員が行った講演会（就学児相談講演会）では、保護者はこうあるべきだというような内容のもので、保護者はただ聞いていたということがあったと聞いている。保護者に対するコミュニケーションのとり方として、一方的で問題である。これは、今回の内容が今まで保育所の保育士から聞いていた内容（文字を書けるようになっておくか否か等）と異なる内容が、一方的に講演会形式で伝わっており、保護者が困惑している。また、別の保育所でも、就学に向けた家庭での準備について、5歳児の保護者へプリントを配布したということも聞いている。これも、文章を配布してこうすべきであるというやり方は、保護者としては納得のいくものではない。再考を要する。2点目として、講演の中で保育の内容が変更されている。これは、保育の内容が保育士と相談員で食い違っているということは、保育所内で十分討議されていないことが問題である。保育内容については、保護者と共に練り上げていくという点では、小学生である兄・姉がいる児童の保護者の体験・意見は参考になるであろうし、より良いものになっていくはずである。

相談員は悪気があって行っているのではないにしても、結果として一方が他方に押し付けるような格好になることは問題である。相手の事情などを考慮して話していかなければ、他方は嫌な思いをすることになってしまう。その前段階として、保育所内で保育内容について情報の共有を行わなければならない。これは、至急の問題として捉えてもらい、対応をお願いしたい。」という要望に対して、

山本委員から、「直接的には事故防止委員会には関係がない部分があるが、相談員の問題について報告を受けている状況は、これまでの上尾の保育を否定するような意図で話していることはないということが一点ある。ただし、聞く側は大勢おり言葉の感じ方は人によって異なるので誤解を受けた方がいたとしても、西川委員が言うような報告は受けていない。出席した保護者の意見として参考になったという方もいたと聞いている。他の保育内容の食い違いについては、事実関係を確認する。

相談員の設置については課が行っているが、相談の活動については保育所ごとに受け付けることになっているのでそれぞれ特徴はある。例年、行っていた小学校への相談を相談員の設置という形になったので、相談員が活動をしているという状況である。」という回答があった。

委員長から、「相談員について、保育内容に影響するような部分については、よく協議が必要である。」という発言があった。

日置委員から、「相談員の設置については、委員会で諮ってないということで事故防止にからんで設置されたのではないという認識でよいのか。昔から就学前の小学校からの便りには、文字が書けるようになっていたが、その都度保育士は小学校で習うべきものとして話してきた。それを、保育所が字を書けるようにするということは大きな変化なので、保育のあり方が変わったということか。」という質問に対して、

委員長から、「保育内容に影響が出そうなことは、協議が必要であるということである。」という回答があった。

山岡委員から、「就学に向けて、保護者から不安の声が年々高まってきた背景もあり、小学校の先生の話聞く機会を設けるなどの段階を経てきた。今年度は、相談員が設置された状況で、保育士も話を聞いて参考にしている。ただし、保護者が聞きたい内容、相談員の経験などをまとめたものを作成しようと課に投げかけている段階である。各保育所で参考になるものを作っている。」という説明があった。

日置委員から、「もし、保育内容と異なる話を始めたら保育士が異を唱えることはきちんとしてほしい。相談員は保育所の職員であることを認識して話すことが必要である。」という発言があった。

西川委員から、「事故報告書でも、保護者と保育士のコミュニケーションが挙げられ、保育士の疑問点の中に同様のことが挙げられている。そこを克服しない限り保育士がやりたいことはできないし、保護者が自分の大事な場所だとは思えない。今回の相談員のやり方は、保護者との信頼関係の構築を踏まえ、最悪のものである感じた。」という発言があった。

次回のスケジュールについて

今回は、9月29日（金）18：30から2時間程度とすることで決定した。